

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月13日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第17号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年柴田町規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合)</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合とし、<u>同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものは、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親(<u>当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定に</u></p>	<p>(<u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合)</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下</p>

より特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ （略）

(3) 条例第2条の3第3号に規定する町長が定める特別の事情に該当した場合

(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)
第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条第1号及び第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と、同条第3号中「第2条の3第3号」とあるのは「第2条の4」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月前（次に掲げる場合は、

同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ （略）

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)
第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。ただし、条例第2条の3第3号に掲げる場合にあつては、その事実が発生した日か

2週間前)までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 (略)

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

ら速やかに行うものとする。

2 (略)

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業に係る育児休業等計画書)

第3条の2 条例第3条第4号の計画は、育児休業等計画書(様式第1号の2)により作成するものとし、当該育児休業等計画書は、前条第1項の請求書と併せて所属長を經由して任命権者に提出しなければならない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 (略)

2 第3条第3項本文の規定は、前項の届出について準用する。

2 前項の規定により提出した育児休業等計画書の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、その旨を所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。

(育児休業の期間の延長の請求)

第4条 第3条第1項及び第3項の規定は、法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 (略)

2 第3条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(再度の育児休業をすることができる特別の方法等)

第5条の2 条例第3条第4号及び第10条第5号の規則で定める方法は、法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することによ

(育児休業に係る辞令の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続いて当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児短時間勤務の承認の請求)

第9条 (略)

2 (略)

3 第3条第3項本文の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務計画書)

第10条 条例第10条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、様式第3号の2のとおりとし、当該育児短時間勤務計画書は、前条第1項の請求書と併せて所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した育児休業等計画書の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、その旨を所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。

(育児短時間勤務の期間の延長の請求)

第11条 第3条第3項本文及び第9条第1項の規定は、条例第12条の規定による育児短

り子の養育を支援する方法とする。

(育児休業に係る辞令の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児短時間勤務の承認の請求)

第9条 (略)

2 (略)

3 第3条第3項の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務に係る育児休業等計画書)

第10条 条例第10条第5号の計画は、育児休業等計画書（様式第1号の2）により作成するものとし、当該育児休業等計画書は、前条第1項の請求書と併せて所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。

2 第3条の2第2項の規定は、前項の育児休業等計画書について準用する。

(育児短時間勤務の期間の延長の請求)

第11条 第3条第3項及び第9条第1項の規定は、条例第12条の規定による育児短時間

<p>時間勤務の期間の延長の請求について準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第12条 第3条第3項本文及び第5条第1項の規定は、育児短時間勤務について準用する。</p> <p>(部分休業の承認の請求等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3条第3項本文及び第5条第1項の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同項中「養育状況変更届(様式第2号)」とあるのは、「養育状況変更届(様式第2号)又は養育状況変更届に代わるものとして町長が別に定めるもの」と読み替えるものとする。</p> <p>様式第1号 別記1</p> <p>様式第3号 (様式略)</p> <p>様式第3号の2 別記3</p>	<p>勤務の期間の延長の請求について準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第12条 第3条第3項及び第5条第1項の規定は、育児短時間勤務について準用する。</p> <p>(部分休業の承認の請求等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3条第3項及び第5条第1項の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同項中「養育状況変更届(様式第2号)」とあるのは、「養育状況変更届(様式第2号)又は養育状況変更届に代わるものとして町長が別に定めるもの」と読み替えるものとする。</p> <p>様式第1号 別記2</p> <p>様式第1号の2 (様式略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(期末手当支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当支給に関する規則(昭和41年柴田町規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 柴田町職員の給与に関する条例(昭和31年柴田町条例第5号。以下「給与条例」という。)第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 柴田町職員の給与に関する条例(昭和31年柴田町条例第5号。以下「給与条例」という。)第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p>

(1) ~ (5) (略)

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年柴田町条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項に規定する職員以外の職員

(7) (略)

2 (略)

(期末手当に係る在職期間)

第5条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(3) ~ (5) (略)

3 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年柴田町条例第3号）第7条第1項に規定する職員以外の職員

(7) (略)

2 (略)

(期末手当に係る在職期間)

第5条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) ~ (5) (略)

3 (略)

(勤勉手当支給に関する規則の一部改正)

第3条 勤勉手当支給に関する規則(昭和41年柴田町規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 柴田町職員の給与に関する条例(昭和31年柴田町条例第5号。以下「給与条例」という。)第19条第1項前段の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第19条第5項において準用する給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成4年柴田町条例第3号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。)第7条第2項に規定する職員以外の職員</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 柴田町職員の給与に関する条例(昭和31年柴田町条例第5号。以下「給与条例」という。)第19条第1項前段の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第19条第5項において準用する給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成4年柴田町条例第3号)第7条第2項に規定する職員以外の職員</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(<u>期末手当支給に関する規則(昭和41年柴田町規則第1号)第5条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)</u>をしている職員として在職した期間</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(<u>当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)</u>)として在職した期間</p>

<p>(3) ~ (10) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 期末手当支給に関する規則第1条第2項、第1条の2、第3条、第6条、第6条の2及び第7条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「給与条例第18条」とあるのは「給与条例第19条」と、「前2条」とあるのは「第2条」と、「給与月額(給料、扶養手当の月額)」とあるのは「給料」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(3) ~ (10) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 期末手当支給に関する規則(昭和41年柴田町規則第1号)第1条第2項、第1条の2、第3条、第6条、第6条の2及び第7条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「給与条例第18条」とあるのは「給与条例第19条」と、「前2条」とあるのは「第2条」と、「給与月額(給料、扶養手当の月額)」とあるのは「給料」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年柴田町規則第19号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) ~ (15) (略)</p> <p>(15)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内において5日以内で必要と認められる期間</p> <p>(16) ~ (28) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) ~ (15) (略)</p> <p>(15)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内において5日以内で必要と認められる期間</p> <p>(16) ~ (28) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>

(柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 柴田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年柴田町規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第14条関係)		別表第1(第14条関係)	
事由	期間	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	(略)	(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	(略)

別記1 (改正後)

様式第1号 (第3条、第4条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日	
殿		請求者 所属		_____			
		氏名		_____			
(署名又は記名押印)							
下記のとおり育児休業の承認を請求します。							
1 請求に係る子							
氏 名	_____						
続 柄	_____						
生 年 月 日	_____ 年 月 日生						
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。)						
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)						
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長						
	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)						
3 請求期間	年	月	日から	年	月	日まで	
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで	
	年	月	日から	年	月	日まで	
	年	月	日から	年	月	日まで	
	年	月	日から	年	月	日まで	
5 配偶者	氏 名		_____				
	育児休業の期間		年	月	日から	年	月
6 備考	_____						

- (注) ① この請求書（職員の育児休業等に関する条例（平成4年柴田町条例第3号。以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ。）。
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- ⑥ 「6 備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合には、その旨並びに当該承認に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、その旨及び養子縁組の効力が生じた日を、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- ⑦ 該当する口には✓印を記入すること。

別記2 (改正前)

様式第1号 (第3条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者)	請求年月日	年	月	日
殿	請求者 所属			
	氏名			印
下記のとおり育児休業の承認を請求します。				
1 請求に係る子				
氏名				
続柄				
生年月日	年	月	日	生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)		
3 請求期間	年	月	日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年 月 日まで
	年	月	日から	年 月 日まで
5 備考				
<p>(注) ① この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。</p> <p>② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。</p> <p>③ 「5 備考欄」には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年柴田町規則第19号)第14条第1項第12号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。</p> <p>④ 該当する口には、レ印を記入すること。</p>				

別記3 (改正後)

様式第3号の2 (第10条関係)

育児短時間勤務計画書

(任命権者) 殿		提出年月日 年 月 日		
		請求者 所 属 氏 名 (署名又は記名押印)		
職員の育児休業等に関する規則第10条第1項及び職員の育児休業等に関する条例第12条の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出いたします。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。				
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業		<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	
2 請求に係る子				
子の氏名		生年月日	年 月 日生	
3 請求者の計画				
請求期間	年 月 日から		年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から		年 月 日まで	
4 備 考				

(注)① 育児短時間勤務計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。

② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務計画書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

③ 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

④ 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

⑤ 該当する口には、レ印を記入する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。